

**建築基準法第56条の2第1項ただし書に基づく許可に係る  
神戸市建築審査会の包括同意に関する取扱い**

**(趣旨)**

- 1 この取扱いは、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第56条の2第1項ただし書に基づく許可（以下「日影許可」という。）に際し、形式的審査のみによって、土地の状況等により周囲の居住環境を害するおそれがないと認められる場合に、あらかじめ神戸市建築審査会（神戸市建築審査会条例（昭和30年6月条例第17号）に基づく建築審査会をいう。以下「審査会」という。）が包括的に日影許可に必要な同意をしているものと扱う対象を定めることにより、審査会の同意手続の簡素化、迅速化を図ることを目的とする。

**(対象)**

- 2 法第56条の2第1項本文の規定に適合しない日影（以下「不適合日影」という。）を生じさせる建築物であり、法第3条第2項の規定により法第56条の2第1項の規定の適用を受けない建築物又は日影許可を受けた建築物（以下「既存建築物」という。）の敷地（以下「申請敷地」という。）における増築又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替（以下「増築等」という。）であって、次の各号に全て適合するものについては、日影許可に際して、あらかじめ審査会の同意があるものと取り扱う。なお、この取扱いにおいては、特に定めのない限り法第56条の2第1項の適用に際して、同条第2項から第5項までの規定は適用できるものとする。

**(1) 次に掲げる全ての項目に適合すること。**

- ① 増築に係る部分が、法第56条の2第1項の規定に適合しているもの
- ② 増築等が完成した際の状況による法第56条の2第1項の規定による水平面（以下「水平面」という。）において日影を測定した場合、当該増築等の前後において既存建築物が生じさせる不適合日影の範囲や時間が増加しないもの
- ③ 申請敷地内に、法第56条の2第2項の規定により1の建築物とみなして同条第1項の規定を適用する2以上の建築物がある場合、既存建築物のうち不適合日影を生じさせている建築物以外の建築物が生じさせている日影が不適合日影とならないもの
- ④ 申請敷地の土地の高低差が著しい場合、増築に係る部分が、法第56条の2第1項における「平均地盤面」を「その敷地の平均地表面」と読み替えて同項の規定に適合するもの

**(2) 次に掲げるいずれかの項目に適合すること。**

- ① 増築であって、増築に係る部分が水平面に、冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの各時刻（以下「各時刻」という。）において、新たに日影となる部分を生じさせないもの
- ② 増築であって、既存建築物が、申請敷地の隣地又はこれに接続する土地で日影が生ずるものの地盤面（隣地又はこれに接続する土地に建築物がない場合においては、当該隣地又はこれに接続する土地の平均地表面をいう。）の高さの水平面に、各時刻において日影となる部分を生じさせていないもの
- ③ 増築であって、増築に係る部分がバリアフリー化を目的としたエレベーター昇降路等又は再生可能エネルギー源の利用に資する設備であって、既存建築物が水平面に生じさせている日影の範囲以外の水平面に、当該増築に係る部分が各時刻において新たに日影となる部分を生じさせないもの
- ④ 増築等であって、既存建築物の立面形状に変更が生じないもの

**(審査会への報告)**

- 3** 特定行政庁は、2の規定により日影許可をした建築物について、速やかに審査会にその内容を報告しなければならない。

**附則**

**(施行期日)**

平成11年5月1日から施行する。

平成18年5月1日から施行する。

平成21年10月15日から施行する。

平成23年2月18日から施行する。

平成26年5月1日から施行する。

令和6年7月1日から施行する。